

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月25日
【会社名】	ソーシャルワイヤー株式会社
【英訳名】	SOCIALWIRE.CO.,LTD
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 矢田 峰之
【本店の所在の場所】	東京都港区新橋1丁目1-13 アーバンネット内幸町ビル3階
【電話番号】	03-5363-4872
【事務連絡者氏名】	管理部 経営企画Gr. 部長 門脇 貴志
【最寄りの連絡場所】	東京都港区新橋1丁目1-13 アーバンネット内幸町ビル3階
【電話番号】	03-5363-4872
【事務連絡者氏名】	管理部 経営企画Gr. 部長 門脇 貴志
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2025年6月24日開催の当社第19回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
 2025年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

1. 資本金及び資本準備金の額の減少の目的

中長期的な企業価値の向上と持続的な成長を実現するための経営戦略の一環として、現在の事業規模に応じた適切な税制の適用を通じて財務の健全性を維持し、今後の資本政策の柔軟性および機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、減少する資本金及び資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。なお、当社が発行しているストック・オプション（新株予約権）が減資の効力発生日までに行使された場合は、資本準備金の額及び減少後の資本準備金の額が変動する可能性がございます。

2. 資本金の額の減少の要領

減少する資本金の額	917,320,800円
増加するその他資本剰余金の額	917,320,800円
資本金の額の減少がその効力を生ずる日	2025年7月31日（予定）

3. 資本準備金の額の減少の要領

減少する資本準備金の額	959,320,800円
増加するその他資本剰余金の額	959,320,800円
資本準備金の額の減少がその効力を生ずる日	2025年7月31日（予定）

第2号議案 取締役9名選任及び補欠取締役1名選任の件

取締役として、矢田峰之氏、藤原直美氏、大野誠一氏、白川久美氏、工藤智昭氏、中村利之氏、菊川淳氏、西野勇一氏、北原圭一郎氏の9名を選任し、補欠取締役として鈴木基文氏を選任するものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、小林宏至氏を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	94,961	469	-	(注)1	可決 98.08
第2号議案					
矢田 峰之	94,678	752	-	(注)2	可決 97.79
藤原 直美	94,781	649	-	(注)2	可決 97.90
大野 誠一	94,692	738	-	(注)2	可決 97.81
白川 久美	94,693	737	-	(注)2	可決 97.81
工藤 智昭	94,772	658	-	(注)2	可決 97.89
中村 利之	94,773	657	-	(注)2	可決 97.89
菊川 淳	94,778	652	-	(注)2	可決 97.89
西野 勇一	94,938	492	-	(注)2	可決 98.06
北原 圭一郎	94,937	493	-	(注)2	可決 98.06
鈴木 基文	94,934	496	-	(注)2	可決 98.06
第3号議案					
小林 宏至	94,931	499	-	(注)2	可決 98.05

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上